

鹿児島県公報

平成21年1月16日(金) 第2462号の3



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日(毎週火、金)
定価 送料共1箇月2,650円

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告	示	
○保安林の指定(11件)		(森林整備課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字外金久字カクレマタ487番1, 字コウト畠498番, 502番, 508番, 510番, 513番, 515番, 字上小長519番, 520番, 523番, 524番, 538番, 字小長川内545番, 549番, 552番

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コウト畠508番, 510番, 513番, 515番, 字上小長519番, 520番, 523番, 524番, 538番, 字小長川内545番, 549番, 552番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第53号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

西之表市伊闘字中ノ峯1081番, 1084番, 西之表字下瓜生迫2100番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

西之表市安城字矢太郎356番1, 熊毛郡中種子町油久字汐汲尻897番2, 屋久島町永田字半倉1618番1, 字馬遊1722番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢太郎356番1（次の図に示す部分に限る。），字汐汲尻897番2，字半倉1618番1，字馬遊1722番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課並びに西之表市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

薩摩川内市下甑町手打字大迫ノ元2267番1, 2270番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

薩摩川内市里町里字馬込680番4, 680番5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

姶良郡加治木町小山田字釣掛822番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び加治木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第58号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

西之表市安納字出口2496番1（次の図に示す部分に限る。），2496番2，字林ノ山4454番9，4455番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

西之表市西之表字嘉永山7750番13

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

西之表市伊闘字白崩258番1，258番2，字溜池259番13，現和字東泉原5913番（次の図に示す部分に限る。），字上御山5944番7，5945番，西之表字麦嵐1858番1，字無方ノ頭1898番1，1898番9，字下梗ノ細リ8034番3（次の図に示す部分に限る。），熊毛郡屋久島町一湊字竹山867番12から867番18まで，868番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課並びに西之表市役所及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
日置市伊集院町大田字阿多城823番1, 823番5, 824番, 伊集院町下谷口字寺迫2928番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成21年1月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
日置市伊集院町大田字町田口444番1, 字下中尾446番3, 488番3, 489番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)